

事業所の飲酒運転根絶

取組強化!

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

今日も飲酒  
してないぞ

社用車を  
運転するのは、

アルコール  
検知器で

チェック  
してからです!

※アルコール検知器を用いた  
確認は令和4年10月1日施行

運転後も  
チェック  
しますからね!



ブーン

待って!



安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

令和4年  
4月1日施行

令和4年  
10月1日施行

警察庁・都道府県警察

